特 集 3

自治労における政治活動の取り組み

橋本 勇介

●自治労本部 総合政治政策局 副部長

1. 自治労と政治活動

自治労は、全国の都道府県庁、市役所、町村役場、一部事務組合などの地方自治体で働く職員のほか、福祉・医療に関わる民間労働者、臨時・非常勤等職員、公共交通労働者など、多くは公共サービスに関連する労働者で組織する組合が結集する労働組合である。自治労には、全国で2,595単組、約74万人の組合員(2022年8月時点)が加入している。

労働組合は職場での労使関係において賃金・労働条件の改善をはかっているが、労働者が労働条件だけでなく、経済的地位の向上をはかるならば、結局のところ、労使関係だけでは解決できないものが多くある。税制や福祉・保険・医療・年金などの政策・制度のあり方については、政府や国会に働きかけ、より広範な国民とともに世論を形成し、相互に協力できる政党・政治家と政策をつくり、解決していかなければならない。このため、労働組合として政治活動に取り組むことは必要不可欠なことといえる。

とりわけ自治体労働者と議会との関係はより深

い面がある。その理由のひとつは、公務員の賃 金・労働条件を決定する仕組みにある。例えば国 家公務員の賃金(給与)については、毎年人事院 が内閣および国会に対して給与勧告を行い、内閣 が勧告の取り扱い方針を決定したうえで、国会に 「一般職の職員の給与に関する法律」の改正案を 提出する。この給与法改正案が国会で可決・成立 して国家公務員の賃金の改定が確定する。さらに 地方公務員においては、都道府県や各政令市等に 設置されている人事委員会が、地域の職種別民間 給与実態調査結果や人事院勧告を踏まえて、当該 自治体首長に対して給与勧告を行ったうえで、国 家公務員の給与の取り扱い方針も踏まえつつ、各 自治体における労使交渉が行われる。その労使交 渉の妥結結果をもとに、自治体当局は給与条例の 改正案を当該地方議会に提出し、これが可決・成 立することで地方公務員の賃金の改定が確定する。 このことは、勤務時間、休日、休暇をはじめとす る他の労働条件に関しても同様であり、例え労使 交渉で労働者にとって有利な条件を獲得したとし ても、議会でこれを覆されることもあり得てしま う。したがって、組合員にとって身近な自治体議 会はもとより、国家公務員の賃金・労働条件に関 する法案や、公務員制度の改正法案等を取り扱う

国会の対策を行うために、政治活動を通じた意見 反映が重要となる。

また自治体労働者と議会との関係が深い理由の ひとつには、自治体行政は、国会で定められる法 律や、自治体で定められる条例により執行される、 とういうことがある。自治体労働者が業務を通じ て行政をより改善させていきたいと考える中で、 予算措置や人員配置、手続きのフロー、運用を変 えていくためには、自治体や中央省庁の担当部局 への働きかけが必要であり、時には条例や法律の 改正に向けた議会対策が必要となる。自治労の政 治活動は、組合員自らの賃金・労働条件のための みならず、よりよい自治体行政・地域公共サービ

スを確保していくために、地方政治や国政に意見 反映するという役割も担っているのである。

さらに、自治労としては「新たな政治対応方針 ~「自由・公正・連帯」の日本社会をめざして~」 を確認している。そこでは、自治労がめざす「共 生と連帯に基づく持続可能な社会の創造」を実現 していくために、「平和および他国との協調、社 会的公正や格差の縮小を重視する穏健な政治意識 に対応した「中道」「リベラル」な政治勢力の結 集を進め、再度の政権交代を実現する」としてい る。こうした方針に基づき、幅広い政治闘争を展 開している。

公務員の賃金決定過程 <地方公務員> <国家公務員> 人事委員会がある団体 人事委員会がない団体 人事院 人事委員会 「職種別民間給与実態調査」 「職種別民間給与実態調査」 (人事院と合同調査) (民調) 人事院 「給与勧告」 人事委員会 「給与勧告」 内閣取扱方針の閣議決定 労使交渉 労使交渉 ⇒妥結 ⇒妥結 総務省 事務次官通知 給与改定方針決定 給与法改正案提出 給与改定方針決定 国会審議 給与条例改正案提出 <u>給与条例</u>改正案提出 地方議会審議 地方議会審議 改正法成立 <労働条件の改善> 改正条例成立 改正条例成立 <労働条件の改善> <労働条件の改善>

2. 組合の組織強化と政治闘争

政治闘争における自治労としての課題は、前述 のような政治闘争の必要性が組合員に広く共有し きれていないということがある。その要因の一つ に、単組における組合活動の低下が指摘できる。 組合員に政治闘争の必要性だけを声高に叫んでも 取り組み強化にはつながっていない実態がある。 自治労の組合員に対する調査によると、コロナ禍 における組合の対応状況をきいたところ、「対応 できていなかった・活動が見えなかった」「活動 にとくに工夫は見られず、活動が縮小していた」 との回答が3割強となった。すなわち、労働組合 が組合員の声を聴き、要求に盛り込み、その解決 に向けて取り組んだとは見られていない実態が明 らかになっている。一方で、「対応できていた」 と回答した組合員は、自治労方針への理解に関す る設間について、「対応できていなかった」など と回答した組合員よりも好意的な回答が多い傾向 にあることから、組合活動への理解が方針への理 解にもつながっていると言える。

単組活動の低下は、自治労の組織的課題となっている。とくに、コロナ禍を境に、しっかりとした日常活動ができている単組と、活動の低下に拍車がかかってしまった単組の二極化が指摘されている。また、しっかりとした活動をしているにもかかわらず、組合員にその活動や成果を周知できていない単組もある。現場には些細なことでも困りごとや問題意識を持っている組合員がいる。単組は、そうした組合員の声を聴き、経営側・自治体当局に要求して改善を求めるといった、組合員に寄り添っていく活動が重要であることは言うまでもない。また、組合員に活動をフィードバックすることも重要である。一つひとつの取り組みを

積み上げ、組合に対する組合員への理解を広げて いくことが求められる。

3. 公務員の 「政治活動」に関する誤解

政治活動の必要性が組合員と共有しきれていない理由の一つには、組合員の政治活動に関する負のイメージが指摘できる。それは、「公務員は政治活動をしてはいけない」といった誤解が広まっていることにある。

公職選挙法では、公務員の選挙運動をいくつか 規制している。例えば、「特定公務員(選挙管理 委員会の職員、裁判官、検察官、警察官、徴税吏 員等)の選挙運動の禁止」(第136条)や「公務員 等の地位利用による選挙運動の禁止」(第136条の 2)などがある。しかし、ここで禁止されている のは一部の「選挙運動」であって、特定公務員で はない公務員の地位を利用しない選挙運動は可能 であるし、選挙運動以外の政治活動に関する規制 がされているわけではない。

また、地方公務員の場合、地方公務員法第36条において服務規定の一つとして「政治的行為の制限」が定められている。例えば、公の選挙などにおいて「特定の人」を支持して投票するよう勧誘運動をすることが禁止されている。しかし、「特定の人」とは、立候補届によって候補者になった者をさすため(昭和26年3月19日地方自治庁通知)、36条による告示前の規制はないなど、実際の政治活動で規制されることはまったくといってよいほどない。

日本国憲法は、集会、結社および言論、出版の 自由を定めた第21条において、政治活動の自由を 権利として保障している。民主主義の社会におい て、政治的権利を制限することは公務員であって も慎重であるべきである。自治体においては、選 挙が近づくと自治体当局が職員向けに「政治的行 為の制限」に関する通知を発することが報告され ている。中には、あたかもあらゆる政治的行為が 制限されているような誤解を招く内容のものもあ り、決して容認できるものではない。また、一部 の政党は、公務員の政治活動の制限を強化しよう と主張し、現に自治体の条例を改正して制限が強 化されてしまった事例もある。

健全な民主主義のために

「公務員は政治活動をしてはいけない」という 風潮は根強い。そうした風潮は実際に数字でも明 らかとなっている。単組に対して「公務員である ことを理由に選挙活動への協力を拒否されたケー スの有無」を調査したところ、「まったくなかっ た」が51.9%、「拒否されても限定的で問題ない」 が34.5%など問題視していない組合が多数であっ た。しかし、「拒否が目立ち説明に時間を要した」 が6.8%、「ほとんど拒否され、取り組み自体が困 難だった」が5.3%といった問題のあった組合も 1割を超えており、経年で行っている同趣旨の調 査でも同様の傾向である。

また、「公務員の政治活動」に関する過剰な規 制は、政治への無関心層の拡大につながりかねな い。地方公務員が組合員の多数を占めている自治 労では、組合員の投票率が一般のそれより高いと 言える。組合員への調査によると、2022年に行わ れた第26回参議院選挙について「投票に行った」 との回答は88.8%であり、同選挙の(全体の)投 票率(52.05%)よりも高い。しかし、若年層ほ ど投票に行かない割合が高まり、24歳以下では男 女とも2割を超える。また、参議院選挙に「関心 はなかった」との回答も24歳以下の男女とも2割 を超える。これらの結果は、回答者が法令を執行 する立場であることや、選挙事務に携わるなど選 举と非常に近い業務を行っていることを踏まえれ ば、より厳しく評価しなければならない。

健全な民主主義を育むためには、一人ひとりが 政治に参画しやすくすることが不可欠である。そ のためには、公務員であっても政治的な規制は少 なくするべきであり、より緩和されるべきと考え る。一方で、労働組合としても組合員の正しい法 理解を広め、組合員が自ら政治的権利を制限・放 棄していくことがないよう取り組まなければなら ない。